

令和 5 年 (2023 年) 5 月 2 日

保護者等の皆様

北海道釧路湖陵高等学校長 埜 浩 伸

5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について
(お願い)

新緑の候 保護者等の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
また、日頃から本校教育活動の推進にご支援とご理解を賜り感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行を踏まえ、学校保健安全法施行規則の一部が改正されました。

つきましては、本校においても 5 月 8 日以降の新型コロナウイルス感染症対策及び生徒の出席停止等の取扱いについては、文部科学省及び道教委の通知に基づき次のとおり対応することとしましたので、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 基本的な考え方について

- (1) 5 類感染症への移行後においても、家庭との連携による生徒の健康状態の把握、換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットなどの対策を継続します。ただし、平時においては、これ以外に感染症対策を講じることはありません。
- (2) 感染が流行している場合などには、感染状況に応じて「近距離」「対面」「大声」での会話等を控えることや身体的距離を確保する等の措置を一時的に講じることがあります。

2 感染が確認された場合等の対応について

- (1) 生徒の感染が判明した場合には、これまで同様に、すみやかに保護者等から学校へ報告をお願いします。
- (2) 感染が確認された生徒の出席停止期間は、「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」が基準となります。
- (3) 出席停止の解除後、発症から 10 日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

3 感染が不安な場合等の対応について

令和 5 年 5 月 8 日以降は、濃厚接触者としての特定は行われません。このため、次の場合であっても、感染が確認されない生徒は出席停止の対象となりません。

- (1) 同居している家族が新型コロナウイルスに感染した生徒
- (2) 学校等で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった生徒のうち、感染対策を行わずに飲食をともにした者

ただし、地域の感染状況や、高齢者や基礎疾患のある者がいるなどの家庭・家族の状況等を踏まえて、出欠の取扱い等について判断しますので、ご相談ください。

4 その他

- (1) 感染が確認されない限り、出席停止の措置とはなりませんが、発熱や咽頭痛等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で療養し、無理をして登校することのないようにしてください。
- (2) ご不明な点がございましたら本校副校長(0154-43-3131)までお問合わせください。